

自転車は、安全運転を心がけ、交通法規を守ろう！

会員の皆さんのお手元には、既に「自転車安全運転の心得」が届いていると思いますが、（お手元がない場合は、事務局にお問い合わせください）先般の報道によると、警察庁は自転車の交通違反に対して、車やオートバイと同様に反則金を納付する、いわゆる「青切符」による取締りを **2026 年 4 月 1 日より実施**する方針を固めております。

つきましては、反則金の一部を下記に記載しますので、参考にされ、より一層の安全運転を心がけてください。

携帯・スマホを使用しながら運転する、いわゆる「ながら運転」は	12,000 円
遮断機が下りている踏切に立ち入ることは	7,000 円
信号無視は	6,000 円
逆走や歩道通行などの通行区分違反は	6,000 円（但し、70 歳以上の方が運転する自転車は、歩道を通行する事ができます。然し、その際は歩行者が優先です）
一時不停止は	5,000 円
ブレーキが利かないなど、制動装置の不良は	5,000 円
傘を差したり、イヤホンを付けて音楽を聴いたりしながら運転するなど、都道府県の公安委員会で定められた順守事項に違反する行為は	5,000 円
無灯火は	5,000 円
並んで走行する並進禁止違反は	3,000 円
2 人乗りは	3,000 円



安全管理委員会